

設立趣旨・目的 設立日 2012（平成24）年4月2日

里山は人の営みによりつくりだされ、自然との共生のなかで豊かな生活文化を享受できる地域です。金沢においても、卯辰山、夕日寺、角間、医王山、湯涌と里山エリアが続いています。

しかし、生活様式の変化や、農林業の衰退、担い手の減少などにより、里山の荒廃が進み、金沢の里山の中心に位置する角間もその例外ではありません。

一方、たとえばバイオマスなど、新しい視点でながめれば里山には未利用資源が多くあり、これらを活用することで、新しい事業の展開も期待できます。

また、里山のもつ多様な資源は、若者や子どもの教育の場、障がい者の自立支援の場、多様な世代の健康増進の場として活用できる、多くの潜在能力を備えています。

このため当法人は、企業、NPO、大学、行政、地域住民等の地域の多様な主体が連携して取り組む里山の保全・活用事業や人材育成事業をとおして、未来につなぐ新しい里山活用モデルの創出を図り、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目指し、特定非営利活動法人として設立しました。

取り組みにおいては、とくに里山整備におけるCSR（企業の社会的責任）に基づく活動の導入など、新しいしくみを積極的に組み込むことで、全国でも先進的な「地域の多様な主体が連携したパートナーシップ型の里山活用モデル」の創出を目指します。

さらに、これらの取り組みは金沢に留まることなく、能登の里山・里海を軸とする地域再生の取り組みと連携させることで、持続可能な地域発展モデルの構築への展開を期すものです。

すなわち、産業革命以来の大量生産・消費の社会・経済構造からのパラダイムシフトを迫られている今日、里山をいかに活用し人類に役立てるのか、本会の活動を通じて見据えようというものです。

特定非営利活動に係る事業

当法人は、設立趣旨・目的に則り、次の事業を行います。

- ①地域連携による里山の保全・活用事業
- ②里山の保全・活用をとおした教育・人材育成事業
- ③里山資源を活かすための調査研究事業
- ④里山資源の保全・活用に関する普及啓発、情報発信事業



受賞・認証

・いしかわ版里山づくり ISO認証番号199

・2015年いしかわ森林環境功労賞受賞

役員紹介 2025（令和7）年7月1日現在

代表理事・理事長 河崎 仁志

代表理事・副理事長 梅 典雅

理事 鮎谷 義博

理事 上田 幸男

理事 雄谷 良成

理事 北 實

理事 佐々木陽平

理事 下田 武夫

理事 関戸 正彦

理事 寺田 進

理事 三橋 俊一

理事 山崎 浩一

監事 金子 直太

監事 仙石 正美

事務局長 杉森 敏志

事務局 木村 明子

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人角間里山みらいといふ。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市永安町77番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、企業、NPO、行政、地域住民等の地域の多様な主体と大学が連携して取り組む里山の保全・活用事業や人材育成事業をとおして、未来につなぐ新しい里山活用モデルの創出を図り、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

(4) 環境の保全を図る活動

(5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 地域連携による里山の保全・活用事業

② 里山の保全・活用をとおした教育・人材育成事業

③ 里山資源を活かすための調査研究事業

④ 里山資源の保全・活用に関する普及啓発、情報発信事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、2人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、共同でこの法人を代表し、合議によりその業務を総理する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第19条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して代表理事の諮詢に答え、または代表理事に関して意見を述べる。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任命する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委託することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委託者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため